

第 8 回

熊本県議会

水俣病対策特別委員会会議記録

平成19年12月 3 日

開 会 中

場所 全員協議会室

平成19年12月3日（月曜日）

午後1時0分開議

午後2時25分閉会

本日の会議に付した事件

(1) 新たな救済策に関するチッソ株式会社
の対応について

出席委員（13人）

委員 長 西 岡 勝 成
副委員 長 前 川 收
委員 倉 重 剛
委員 児 玉 文 雄
委員 松 村 昭
委員 岩 中 伸 司
委員 中 原 隆 博
委員 平 野 みどり
委員 大 西 一 史
委員 氷 室 雄 一 郎
委員 藤 川 隆 夫
委員 鎌 田 聡
委員 吉 永 和 世

欠席委員（1人）

委員 小 杉 直

委員外議員（8人）

議員 鬼 海 洋 一
議員 渡 辺 利 男
議員 馬 場 成 志
議員 城 下 広 作
議員 松 田 三 郎
議員 溝 口 幸 治
議員 西 聖 一
議員 山 口 ゆたか

説明のため出席した者

環境生活部

部 長 村 田 信 一

次 長 富 永 安 昭

次 長 駒 崎 照 雄

環境政策課長 坂 本 慎 一

環境保全課長 古 庄 眞 喜

水環境課長 林 田 源 正

水俣病保健課長 谷 崎 淳 一

水俣病審査課長 田 中 彰 治

説明のため出席した者

チッソ株式会社

代表取締役会長 後 藤 舜 吉

常務執行役員 古 池 嘉 章

常務執行役員水俣本部長 森 田 美智男

執行役員総務部長 大 衡 一 郎

水俣本部事務部長 吉 本 恵 一 郎

事務局職員出席者

政務調査課課長補佐 内 田 豊

議事課課長補佐 菊 住 幸 枝

午後1時0分開議

○西岡勝成委員長 ただいまから、第8回水俣病対策特別委員会を開催いたします。

まず、本日の委員会に5名の傍聴の申し出がありましたので、これを認めることといたしました。なお、委員会傍聴取扱要領によりますと、この委員会室には5名までしか入室、傍聴はできませんけれども、本日はほかにもたくさんお見えでございますので、入り口のドアをあけたまま審議を進めたいと思いますので、御了承をいただきたいと思っております。

議題についてでございますが、本日は新たな救済策に関するチッソ株式会社の対応についてということで、絞って審議を進めたいと思っておりますが、よろございますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○西岡勝成委員長 じゃあ、そのようにさせていただきますと思います。

なお、大体1時間前後で審議を終わりたいと思いますので、よろしく願い申し上げておきたいと思います。

審議に入ります前に、一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、チッソ株式会社から、後藤会長を初め古池常務、森田水俣本部長、大衡総務部長、吉本水俣本部事務部長にお越しをいただいております。

前回、11月2日の特別委員会では、10月26日に与党PTから示された救済策について、大体のところでの基本的な考え方について議論をしていただいたところでございますけれども、その後11月19日にチッソの後藤会長が記者会見をされ、この救済策について受け入れかねる旨を表明されました。

県議会といたしましては、早速11月22日に私が上京し、後藤会長に対し、救済策に否定的であることに對し遺憾の意を表明するとともに、県議会に対して、その真意について直接説明をしてほしい旨の申し入れを行ったところでございます。そのような経緯で本日後藤会長にお越しをいただきました。

本日は、まず後藤会長から直接チッソ株式会社としての、与党PTの救済策に対する現時点でのお考えを説明していただき、その後各委員から後藤会長に対して質疑をいただきたいと考えているところでございます。

それでは、後藤会長よりなるだけ簡潔に御説明をお願いいたします。

○後藤会長 チッソ会長の後藤舜吉でございます。

以前、社長時代には、県債発行に関するお願いやら何やらで、しばしば県議会へお邪魔をいたしまして、諸先生にごあいさつなどを申し上げておりましたけれども、こここのところ数年そういう機会を持ちませんで、ごぶさ

たをいたしております。そのために初対面の先生方もいらっしゃると思いますが、どうぞお見知りおきの上よろしく御指導のほどをお願いいたします。

○西岡勝成委員長 後は会長、座って、マイクの通りが悪うございますので。

○後藤会長 手前どもチッソ株式会社は、50年ほど前になりますけれども、水俣病という取り返しのつかない悲惨事を惹起してしまいました。患者の皆様はもとより、社会全般に對し、まことに申しわけなく思っております。これまでも折に触れておわびを申し上げてまいりましたが、改めてここに衷心よりおわびを申し上げる次第でございます。

また、熊本県会議員の諸先生並びに県御当局の皆様には、これまで患者補償のため県債発行で格別のお世話になり、そのほかにもあらゆる面で御高配とお引き立てをいただいております。このことにつきましても、本席をおかりして厚く御礼申し上げたいと存じます。

本日はまた、このような権威ある席にお呼びをいただき、発言の機会が与えられましたことについても深く感謝申し上げます。

そこで、なるべく短時間に要領のいい御説明をいたしたいと思ひまして、ちょっと御説明の要旨などを簡単にメモったものを用意しておりますので、配付してよろしゅうございますでしょうか。

○西岡勝成委員長 結構でございます。

(資料配付)

○後藤会長 まず、手前どもチッソ株式会社、まあ水俣病では大変名が聞こえてしまいましたけれども、どんなことをやっている会社かといったことについて簡単に申し述べさせていただきます。

3枚目に別表が4つばかりつきまして1枚

になっておりますが、その一番上の別表1、会社の概要をごらんになっていただきたいと思っております。

創業は1906年、明治39年でございます、昨年100周年をおかげさまで迎えたということでございます。

それから、資本金、従業員数、売上高は、それぞれそこに書いてございます規模でございます。

事業内容でございますが、大別して3つの事業を行っております。

一番上の化学品というのは、これは水俣で昔やっております、製法は変わりました工場も変わりましたが、操業としていまだに手がけておる製品でございますが、合成樹脂、溶剤等の化学品、それから、一番下でございます肥料などもむしろここに入れた方が適当ではないかと思っております。そういったグループが1つでございます。

もう一つは、機能材料と申しまして、いろいろと先端関連の、例えば液晶パネルでございますとか、そのほか有機のELでございますとか、そういった分野に使用いたします材料を手がけております。

特にテレビ、パソコン等に入っております液晶につきましては、ドイツのメルクという400年ぐらい続いた大きな会社がございまして、そこ世界市場を二分して頑張っておるということでございまして、幸いにも需要業界が次々と伸びておりますものですから、手前どもの事業もそれにつれて伸びておるといったことで、現在会社の戦略としましては、この分野に多くの経営資源を集中して、この分野で拡大を図っていくといったような考えを持っております。

そのほかに、加工品と申して、赤ちゃん用の紙おむつに使用します不織布材料の綿でございますとか、食品保存料といったようなものを手がけております。

それから、事業所でございますけれども、

本社は東京都でございます。それから、国内、海外とありますのは主な工場の所在地でございます、そこに書いてあるようなところがございます。

1枚目へ戻らせていただきます。

次に、これまでの水俣病補償でございますけれども、手前どもチッソは、水俣病患者補償の完遂を常に経営の最重要課題として、必死にこれと取り組んでまいりました。

まず、認定患者の方々に対する補償でございますが、補償内容は、再びちょっと別表の2をごらんいただきたいと思っております。

この補償は、昭和48年7月、当時の環境庁長官でいらっしゃいました三木衆議院議員、それから、本県の知事さんであられました沢田一精知事、そのほかの皆様のおかげで、患者各グループとの間に成立した協定に基づいて、以後これを誠実に履行しておるわけでございます。

内容的には、一時金と継続年金等の継続補償金に分かれておまして、認定と同時にAランク、Bランク、Cランクと、これは公害等調整委員会あるいは本県でお世話になっておりますランクづけ委員会、そういったところでランクづけをしていただきまして、そこにありますような金額をお払いしておると。

なお、Aランク、Bランクの患者さんには、近親者慰謝料ということで、親子、配偶者、そういった方々にも補償をさせていただいております。

それから、今、一時金は、昭和48年3月の熊本地裁における第1次訴訟の判決、手前どもはこれを控訴いたしませんで、そのまま確定をいたしましたその判決内容と同じでございます。

判決内容以外に継続補償というものがあるわけでございまして、大きなものとしては年金と医療費、年金はランク別に現在そのような金額になっております。Aランク17万円、Bランク9万円、Cランク6万7,000円とい

うこととございます。

それから、医療費については、これは本人負担分だけではなくて、もともと全額を手前どもが負担しておると。

それから、そのほかの給付といたしまして、医療手当、介護費、温泉治療費、はり、きゅう、その他マッサージ等々の給付項目がございます。

若干申し添えますと、この給付項目につきましては、判決後の協定成立に至るまで、極めて苛烈な自主交渉というものが行われました。毎朝10時ごろから夜遅くまで、社長以下の交渉員が、私はまだ部長でございましたけれども、まあ缶詰状態になりまして、あるときには4日4晩出してもらえないと、そういう非常に苛烈な補償交渉の結果、こういう内容がまとまっております。この内容につきましても、手前どもは誠実に現在まで履行しておるところでございます。

1枚目にお返りいただきます。

現在までの認定者数は2,268名でございます。ただいままで支払いました補償金総額は約1,390億円ということで、1人当たり平均6,100万円に上っております。

なお、水俣病関係、これは患者補償だけではございませんで、すべての水俣病関係に支出をいたしました総額は、また3枚目の別表3をごらんになっていただきたいと思っておりますけれども、補償金、公害防止事業費、96年の解決一時金、これはちょうど一部債務免除をしていただきました。それから、漁業補償費、県債金利等でございます、約2,840億円に上っております。資本金78億円の会社でございますので、大変な資本金を上回る補償を頑張ってきたと、かようなこととございます。

実は、この補償金の支払いに絡みましては、県債を出していただきまして、これを基軸とした公的支援を行っていただき、やっと現在に至っておるとというのが実情でございます。

まず、その公的支援が始まる時の状況ですけれども、手前どもの会社としては、48年、ただいまの協定を締結いたしまして以後、必死になってお金をつくって補償をしたわけでございますが、ちょうど県債が出される寸前の状況、昭和53年春ごろの状況は、もう生産に関係のない土地、社宅、有価証券、その他すべての資産を売り尽くしておりました。

また、そこにはちょっと記してございせんけれども、銀行からも破格な金融支援措置を受けまして、当時の借金408億円は返済猶予ということ、それから、それに絡む利子につきましても、無利子同然の取り扱いをしていただいたといったようなことで金策をいたしました。

しかしながら、患者認定はまだ始まったばかりといったような状況でございまして、まだまだこれからというような状況でございますので、通常であれば当然倒産といった状況でございました。しかしながら、手前どもの当時の経営陣は、こういった補償責任を完遂するためには政府支援を受けてでも何とかしたいと、こういうぐあいに考えまして政府支援をお願いいたしました。

その結果、2番目にありますように、昭和53年6月の閣議了解によりまして、公的県債を基軸とした公的支援が決定されたと。ただし、これはチツソ救済というよりは、政策目的といたしましては、患者さんの救済のため、これは政府の立場からですね。それから、地域経済に破綻を起こさないという、チツソを倒産させて地域経済に破綻が起こってはならないといったような趣旨でこういう決定が行われ、それで手前どもの経営もようやく維持されたと、こういうわけでございます。

以後、そういうことで、そういった御支援に基づきまして、先生方にも御厄介になりながらようやくやってまいったということでございます。

そして、ちょうど私は社長になりましたの

が1993年、平成5年のことでございますけれども、ちょうど私が社長になりましたそのころには、新たな認定患者さんはもう出ないだろうと、出てもごく、1年に1名とか、そういった少数ではないかといったことが関係者の共通した認識といった状況になりました。

しかしながら、片一方で——もちろん新たな認定患者さんは出なくても、それまで認定された方々への継続補償というものは残っております。しかし、あとはこの継続補償と今まで受けた公的支援の返済に一生懸命頑張るという段階になったわけでございますが、そこに新たな問題が発生をいたしました。それは、その次に述べます第3次訴訟ということでございます。

その前に、ちょっと現在県債関係でお借りいたしました負債の残高を記しておりますので、別表4をごらんになっていただきたいと思っております。

県債は、水俣病患者補償のための県債と水俣湾のしゅんせつ事業費のための県債と、この2種類がございます。手前どもから見た場合の法的性格は若干違いますけれども、実質的には同じでございます。県債元本が両方合わせて1,460億円と。それから、それによって発生します金利がほぼ同額に近い1,219億円ということになっております。そのうち約1,100億円ぐらいはようやく今まで返済をしておりますして、返済残高は1,560億円程度になっております。程度と軽く言いましたけれども、これはなかなか返済には時間がかかりまして、まだ数十年はかかるのではないかと。

この負債以外に、先ほど申しました銀行からの特別支援、まあ借入金、当時これは設備関係で借りたお金でございますが、これは結果的には返済猶予ということで、その分の金額は水俣病関係で使っておることになるわけでございますけれども、これを合わせますと約3,100億円の負債が残っておることになるわけでございます。

さて、95年から96年にかけて3党合意による全面解決ということが行われたわけでございますが、その解決は、この第3次訴訟をどうやって解決するかといったところからスタートをいたしております。

当時の第3次訴訟というのは、全国で3つの高裁、5つの地裁で継続しておりました。水俣地方から移住されて都市に住んでおられる方が多数いらっしゃるということであります。原告総数は、認定を棄却された方を中心にいたしまして約2,000名と。なお、この原告数はふえつつあるといったような状況でございました。

その裁判の進行の方でございますけれども、福岡高裁の審理が一番進んでおまして、皆さんがこれの帰趨に注目されていたということでございますが、福岡高裁は和解勧告をなされたわけですが、財産訴訟は、被告は手前どもだけでなく、国と熊本県御当局も同じように被告でございました。

その被告のうち、国は、もう法律でそうなっているものと和解するわけにはいかないということで、和解には不参加と、判決を書いてほしいと、こういうことでございます。それから、熊本県御当局は、ぜひ和解で早期に解決したいと、こういう状況でございました。それから、チツソはといいますと、手前どもは、そういった国、県から多額の借財をいたしております。その辺、手前で払う資金がございませんから、国も参加をしていただくということであれば協議に加われましようといったことで、ちょっと中途半端な態度でテーブルには着いておりました。

そういう状況で、しかしながら、結審後3年間和解協議は続いて結論が出ないといったところで、村山政権、自社さ3党の連立で村山政権が成立したわけでございます。それで、3党間で、特に社会党さん、さきがけさんが非常に熱心に和解をしようではないかということで、それから行政機関では、被告の中で

は熊本県さんが特に熱心に和解賛成の態度で、反対である自民党、それから国、それから私どもは反対ではございませんでしたけれども、当社へ一緒になって解決しようという呼びかけをなさいました。

その結果、3党合意と、与党3党の間で合意が成立をいたしまして、最終——まあ、それによって解決案がつくられたわけでございます。その解決案の中身は皆様も御案内のことと存じますので省略をいたしますが、最終全面解決といったことが前提でなされた合意でございます。

そういった前提のもとに、反対であった国も含めて——原告側は、もう早く解決したいと最初から一番熱心でございまして、福岡高裁に対する働きかけも原告側が一番最初に行われたということでございますが、そういった原告はもとより、国も含め全当事者が受け入れたと。

それで、訴訟を解決しても新たな訴訟が行われては仕方がございませぬので、訴訟に加わっていると同じような症状を持った方については、全く同じように取り扱いをしようではないかということも合意に含まれました。しかしながら、5つ地裁があったうちのただ1つの大阪地裁の原告団は、この全面解決には加わらないということで、最後までそういう態度を貫き通されたわけです。その原告数は約60名でございました。

そういった、片っ方で2,000名、あるいは訴外も含めると大変膨大な数の関係者の方が皆賛成しておられるのに、この1つがあるから全面解決前提で解決はやめようと、こういう話にはさすがになりませぬで、この1つだけは訴訟でもって最後までやるのはしようがないではないかと。これはもう訴訟で解決して、これだけはそういうことにして、ほかは全面解決をしようではないかということで最終的に合意がなされたわけでございます。したがって、この訴訟が残っていることは関係

者全員が十分認識していたところでございます。

それで、いろいろ行政御当局も手前どもの会社も、地域の住民の方々に向かって、この際もう全面的に解決したいので、疑いのある方はみんな手を挙げて審査を受けてくださいということを、積極的に呼びかけたわけでございます。

その結果、対象者として選ばれた方が、そこでございますように1万305名でございます。これは認定患者さんの4倍以上に上る数字でございます。この方々が選ばれて、これで全面解決であるといったことで、手前どもとしては、団体加算金というようなものもございました。そういうものも含めまして317億円をお支払いしたということでございます。

なかなか支出は大変でございましたけれども、これは県から——まあ国の金を県を通してお借りをしたということでございます。

こういうことで40年たちまして、まあ生まれたての赤ちゃんであれば不惑の年を迎えるわけでございますが、やっとこの解決がなされたと。手前どもの会社としては、どんなに嬉しかったことか、どんなに皆様に感謝したか、これは本人でないとおわかりにならないと思います。

いずれにいたしましても、こういうことで一たんは小康、まあ今から考えると小康状態があったと。しかるに、現在のような状況に再びなってしまったと。これは96年のときよりももっと幅の広い形になってしまったということでございますが、この紛争、いわば紛争状態でございますけれども、この再燃につきましては、96年当時、だれも予想をしていなかったと思います。手前どもも大変意外で、困惑をいたしております。何か大きなそごがあったのではないかという気さえいたします。と同時にまた、問題の複雑さを改めて痛感した次第でございます。

それから、こういった紛争につきまして、現在、PTの諸先生やそれから両党の小委員会の諸先生初め、環境省、熊本県等々の関係者の皆様が、一生懸命この問題と取り組んでおられます。その御努力に対しましては、私どもといたしまして深甚の敬意を表したいと思えますし、また、大切なほかのことに費やすべき時間をこれに割いていただいているということについても、大変申しわけなく思っております。

しかしながら、この解決案につきましては、私どもはまだ解決案ができる前から、もう96年同様の解決は手前どもとしてはちょっと受け入れかねるということを通じて申し上げてきております。

誤解のないように申し上げておきますけれども、19日に記者会見をやりました。これは何も改めて態度を決めてそこで記者会見をやったというわけではございません。たまたま、手前どもの方へひっきりなしに取材がございました。その都度、このPT案に対する考え方は持っておりますと、持っておりますが、現在御努力の国会議員の諸先生、そういったPTの諸先生、そういった方々にきちんとした答えを申し上げる前にこれを申し上げることはできませんと、したがって取材はお断りしますという態度で臨んでまいりました。

しかしながら、先月15日に決算発表をいたしました。これは決算役員会が終わってすぐにやる取り決めになっておりまして、15日にはどうしてもやらなくてはならないということで、そこでは多分この問題にいろんな質問が集中するであろうと、そうなるともう決算もどっかへ行ってしまいますし、また、短い時間で非常に中途半端な終わり方はいかぬだろうと、こういうぐあいに考えました。

したがって、PTの園田先生を初めPTの諸先生の御了解を得て、今までPTの関係の先生方に申し上げてきたと同じ内容のことをその場で記者会見をし、その場で説明をさせ

ていただいたということでありまして、決して殊さらこの段階でかたくなになって拒否したと、ちなみに手前どもは拒否という言葉は——まあ、今の状況でのめないんですけれども、拒否という強い言葉は一度も使っておりません。

なぜ受け入れかねているかというその理由を申し上げますと、まず第1には、全面解決への展望が持てないということでございます。片っ方で大きな訴訟が行われております。もう96年のときの人数にやがて達しようという原告数になっております。こちらの方は、こういったPT案は受け入れないということをおっしゃっておりますので、それだけでも全面解決ということは期しがたい。

それからまた、仮に一たんは96年と同じような状態ができたとしても、再び今と同じ状況が来ないという保証は、96年のことからずっと考えていきますと、とても手前どもには自信が持てないという、96年ということは、とにかく最終全面解決という、お互いの約束でこれ以上はできないという努力を皆さんがなさったし、手前どももしたということでございます。それが現在こうなっているといったことは、どうももう一つ今回のPT案の受け入れに自信が持てないということになるわけでございます。

それから、第2には、今大きな訴訟が起こっております。これはPT案で一部の人が解決してもなお残る訴訟でございます。この訴訟にはどうしても勝たなくてはならないというぐあいに考えております。もちろん、訴訟ですから、負ける部分もあると思えますし、全面的に勝てるとは思っておりませんが、少なくとも個々人について確かな診断を要求していただきたいと、共通診断書というようなぼやっとしたものでやっていただきたくないということを主張して、これは裁判所も受け入れてくださって、個別の診断書を出せというような話になっていっております。そのほ

かにも、法的あるいは実体的な主張をしておりません。

手前どもは、第3次訴訟までは時効とか除斥期間とかいうことは申しておりません。1次訴訟は、またちょっと別でございましたので、そういう訴訟もいたしました。それ以後の訴訟ではいたしておりません。しかし、96年でああいった解決を得たという今日は、やはりこの問題は言うべきであろうというぐあいに判断しております。つまり、チッソ時効、除斥の主張をいたしております。

それから、病像論につきましても、感覚障害だけでは水俣病の被害あるいは有機水銀の被害ということの立証になっていないのではないかということ、これは判例もそういう立場でございますが、そういった主張もいたしております。それから、そのほかにも大阪高裁、最高裁の判決は、いろんな条件をあわせ持たないと認められないと、こういうことになっております。

そういったいろいろな主張をいたして片っ方で頑張っておりますのに、片っ方でその辺の主張を全部投げ出して妥協をするといったことは、裁判所に対しても失礼でございますし、手前どもの立場としてもいたしかねると、こういうことが2番目の理由でございます。

それから、3番目は、支払い能力上の問題でございます。

何人になるかといったことでございますが、まだまだそういう、例えば新保健手帳でございますか、そういったものの希望者がどんどんふえていて、月々これがとんでもない数字で、ピッチで増勢をしておるという状況でございますから、幾らになるかわからないと。そういった幾らになるかわからないものに対して、私どもが持てるか持てないかということは、多分持てないでしょうが、判断ができないということでございます。

それから、現在チッソは、確かに6年度は史上最高益でございましたし、年々これをお

かげさまで更新しております。しかしながら、経営の立場でその数字の裏側を眺めておりますと、何か一つが狂えばがらと崩れてしまいかねない危うさを感じながら頑張っておりますと、こういうことでございます。

その最高益の年ですら最終の利益は40億円程度でございます。これから県債関係の返済と、それから、需要業界がどんどん伸びております。それにつれまして手前どもも設備をふやさなくてはなりません。そういった設備の増投資の必要がありますので、これをいたしました後には資金はまるでとんとんで余裕がないと、こういう状況でございます。

借金すればいいではないかという話があります。しかし、もう手前どもが、ないものをすべてお借りしてどんどん払って、これを後世のツケに回すということは、もう現状以上の金額では無理でございます。もう後世にわたって返せない。しかも、何の責任もない後世の社員に、そういうツケを回すことはできません。

そういったことで、95年のその閣議了解の際にも、手前どもとしては、これ以上の借財をしなくていいよということとを条件とし、かつそれをお認めいただき、その結果が2000年の抜本策に結びついたわけでございます。この際にも、国会議員の先生を初め、大変お世話になりました。まあ、そういったことでございます。

それから、最後に、やはり株主、これは法的には会社は株主のものでございまして、我々経営陣は、善良な管理者の注意をもってこれを管理しなくてはならないということでございます。

それから、チッソが今日までようやくやってこられたのは、皆様方の御支援もございましたけれども、何といたっても従業員の結束とそれから従業員のその上での頑張りでございます。これがなければ、決して今日のチッソはありませんでした。もちろん、チッソの将

来に見切りをつけて、優秀な社員が何人も会社を去りました。非常に残念でありました。しかも、彼らは、一部上場会社の役員あるいはトップにまで上っている例もございます。しかし、残った社員は一致結束してチツソを守ったと、この点は評価をしていただきたいと思います。

それから、金融機関の御支援、先ほど言いましたように、設備投資に400億円以上の借金が48年当時ありました。もうこれは返さぬでいいということにしてもらいました。その分、400億円はここから出ております。そういった金融機関の支援といったこともありました。それから、取引先の協力もありました。今後ともこういうものに支えられて会社はやつと存立をいたします。そういった人々に理解が得られないというぐあいに判断をしております。その理由は今まで申し上げたような点でございます。

しかも、これは同じ失敗というのは、これらの方々から見た場合の話でございますが、96年と同じようなことで、同じように金を払って、また解決せぬで同じことになるのかといったようなことを言われた場合に、手前どもは返す言葉がございません。

そういったようなことでございまして、こういった事情を、もう当初から、るる園田先生初めPTの諸先生には御説明をし、御理解を仰いでおるわけでございます。

そういったようなことではございますけれども、手前どもチツソ株式会社は、今後とも、これまでどおり患者補償責任や公的融資返済の責任を果たしてまいる決意しております。

また、今後私どもの責任が明らかになれば、これにもきちんとした対応を行ってまいります。さらに、地域経済の維持、発展については、力いっぱいこれに貢献してまいる所存であります。この責任を果たしていきますためには、ただいま申し上げました社員の結束、やる気、金融機関や取引先の協力及び株主の

理解が必要不可欠であります。この点をどうか御理解いただきたいと思います。

最後に、諸先生の従前に変わらぬ御指導と御支援を切にお願い申し上げまして、私の説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○西岡勝成委員長 以上で19日に記者会見をされました後藤会長の真意についての説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

○鎌田聡委員 今、会長の方から御説明をいただきましたけれども、わからなかったのが、今回のPTの解決案について、受け入れがたいのか、それとも、一切の今後出てくる被害者の方への補償ができないと言われているのか、その点ちょっとお伺いしたいと思います。

○後藤会長 お答えいたします。

現状で現在のPT案というものは受け入れがたいということでございます。最後に申し上げましたように、私どもの責任が明確になれば、そういった分についてはきちんと対応してまいります。よろしゅうございますでしょうか。

○鎌田聡委員 先ほどおっしゃられたように、新保健手帳受給者がふえてきているし、認定申請者もかなりの数が出てきているということでもありますけれども、その中で言われたのが、有機水銀とは言えない方々、まあ感覚障害だけで有機水銀の被害と言えないということも言われて、ただ、95年、96年、これが最終決着だということで認識されているようですけれども、実際それ以降にやっぱり新たな被害者の方が声を上げてこられたということでもありますので、救済漏れがあるという認識でいらっしゃるのかどうかをお伺いした

いと思います。

○後藤会長　そういう方がいらっしゃることは、事実だと思います。

○鎌田聡委員　それならば、チツソとしてのやっぱり社会的責任といいますか、そこについて救済はやっていくと、被害者の方にはやっていくという立場で、ぜひそういったことでやっていただきたいと思いますし、今回の解決案の問題点については先ほどお伺いしましたけれども、これじゃない別の解決案ならば受け入れられるということなのでしょうか。

○後藤会長　これは記者会見の席でも、るる申し上げましたのですが、PTが今後どのようにお考えになっていくか、それでどのように手前どもに御指導があるのか、そういうことについては、まだこれからのことでございますし、いろいろと想像し、仮定をしてお答えをしても適当ではないと思いますので、ちょっとその点に関しては御返事は申し上げかねます。済みません。

○西岡勝成委員長　ほかはございますか。

○中原隆博委員　今までの経過を含めて、るる今日までに至る経過等は丁寧に御説明いただきましたのでわかったのですが、今、鎌田委員もおっしゃったように、与党のこの救済策には乗れないと。そんな中で、じゃあどうするかと。

今、お話を聞くと、やはり認定患者もいらっしゃるんじゃないかなという部分について、このPTの救済策に乗らないということであるならば、訴訟以外の、何とか政治和解を求めておられる方々もいらっしゃるわけですから、そういう方々に対しての対応をどのように考えておられるのか、お伺いをいたし

ます。

○後藤会長　認定患者さんには、今後ともきちっと協定上の責任を果たしていくということでございます。それから、今後何らかの手段、方法で手前どもの方から発しました有機水銀の影響を受けておられるということが明らかになった場合は、これにもそれなりの対応はしていきたいと思います。

しかし、現実問題として、手前どもには医学的知識もございませんし、判断する能力もございません。したがって、その辺の証明はつけていただかなくてはならないと、こういうことでございます。

ちょっと誤解のないようにつけ加えさせていただきますが、手前どもは、96年、95年も基本的には今申し上げたようなことでございます。当初はこういうことを申し上げたわけです。しかし、これが全面解決になると、そういう局面になってまいりました。そのときには、そういうことは言うべきではなかろう、あるいは手前どもとしては、これが全面解決するなら、そういう点は言う——まあ言う必要がないということは、恐らく株主の方やそういう方には申しわけないですけども、やはりチツソとして水俣病がこれで、40年かかったものがこれで終わるという状況であれば、そのことの方が細かいことよりよっぽど大きいと、そういう判断で受け入れたわけでございます。

仮に96年であっても、訴訟が残っていて、片っ方の訴訟をしない人だけに同じようなことを、今回のようなことをしなさいと言われても、手前どもは拒否したと思います。拒否じゃない、それこそ受け入れかねたと思います。

○中原隆博委員　じゃあ、今、責任をとるという形の御発言があったわけでございますけれども、それは認定患者と訴訟で認められた

方という意味でございますか。

○後藤会長 最小限それはやらなくてはならないということですね。

○中原隆博委員 95年、96年が全面解決というふうに思っておられたけれども、これは現実として、こういうやっぱり何千名という方がまた新たにという形で手を挙げておられるわけでございますけれども、これが現実として横たわっている以上は、やっぱりPPPの原則じゃないんですけれども、原因企業として何らかの主導的な解決も求めていく姿勢というの必要じゃないかと思えますけれども、その点についてはいかがでございますでしょうか。

○後藤会長 抽象的にはそうしなくてはならないという気持ちがありましても、具体的にどうすればいいかわからないといったのが、偽らざる心境でございます。

○西岡勝成委員長 よございますか。

○中原隆博委員 はい。

○岩中伸司委員 先ほどから45分間程度説明をお聞きしました。経過をですね。そして、今、幾つかの質問に答えられたのですが、私は、率直に言って、この水俣病の存在、これをつくり出した原因企業の責任が全く感じられない。96年の政治解決が、もうここで終わったんだというような認識が伝わってくるんですね。

ですから、今でも苦しんでいる人もいますわけですから、もっと責任企業として、そういう犯罪を犯したという、この反省は全く伝わってこないんですが、もう少し、例えば今おっしゃったように、今後、96年以降ならば、単なる感覚障害だけではやっぱりだめなんだ

とか、新たな証明をつけてきたら、いわゆる認定患者になればそれに基づいて補償するとか、こんな態度で原因企業として県民に説明がつくんですか、また患者に。私はちょっときょう改めてびっくりしたんですけれども、もっと積極的に解決方法を企業としてとるべきじゃないですか。どうですか、その決意は。

○後藤会長 今、中原先生にお答えしたと同じ答えになりますけれども、手前どもとしては、どうしていいかわからないという気持ちが偽らざるところです。

誤解のないように申し上げたいのは、何も95年で終わりだというぐあいなことを言っておるわけではございません。ただ、当時、社会党さんが一番熱心に全面解決、これはもう馬場先生が国会に出ておられるころから、原爆方式でありますとか、全面解決方式のことは事あるごとにおっしゃっていましたが、まだその段階ではそういう雰囲気というものはございませんでした。というのは、訴訟もこれから起こりますし、そういった訴訟をやっとられる方も、ぜひ国、県の責任も含めて勝訴したいという気持ちが非常にお強かったと思います。ところが、だんだんと訴訟が長期化をするにつれて、そういう気持ちから逆に早期解決への希望が原告側に非常に強くなってきたと、こういう状況で今度は社会党さんも、そういう意味から積極的に今度は解決のための後押しをなさるようになったわけです。

そういったことでございますから、社会党さんも含めまして、あらゆる関係者がそのとき終わりだと、そのつもりで取り組んだことは事実です。それは、たくさんいろんな人がいますから、おれは違うぞと言う方もあるいはおありかもわかりませんが、少なくとも熊本県の知事さんもそうです。それから、社会党さんもそうです。自民党もそうです。我々もそうです。そういうことで、これをも

って全面解決にすべきであると、そしてなると、だから徹底的に地域に呼びかけて出ただけこうと、こういうことでみんなであれ以上は考えられないような努力をしたわけです。そういうことを申し上げているのであって、あれでおしまい現在何にもないとは申し上げておりません。

○岩中伸司委員 当時の経過については、今、会長がおっしゃったように、全面解決で、これで解決できるんだという認識に立って、当時はすべての政党も知事も含めて解決を図ったということの認識は、当時はそうだったかもしれませんがけれども、その後の問題で、例えば大阪の裁判の問題もそうですが、判決が出て、国も県も責任が明らかになったという問題とか、それから現実今なお救済されないでやっぱり裁判に訴えている人、そうじゃない人、今会長がおっしゃったように、当時も今も患者はやっぱり早期に解決したいと、早く何とかしてほしいというのが一番の思いだと思うんですね。

ですから、96年の政治解決のときの思いは十分わかります。理解もある程度できますけれども、その後の現実、現在の現状について、やっぱりもっと前向きに会社として取り組んでいくべきじゃないかというのをしっかり私は思うんですね。

その辺についてはなかなか伝わってこないで、四角四面の、認定されたならというような条件とか、感覚障害だけではだめだとか、こんなところではやっぱり患者も周りも納得しないんじゃないかと思うんですよ。もっと原因企業として積極的にかかわってほしいんですよ。

○後藤会長 ただいま、るる申し上げましたように、手前どもの会社としては、あらゆる努力を払って今まで補償責任を果たしてまいりましたし、今後も果たしてまいります。

しかし、何か問題が起こったらすべて言われたとおりにせよと言われても、そういうことはできないということです。そのできない理由を今申し上げたわけでございますから、それで伝わってこないとか伝わるとか言われましても、こちらとしてはお答えのしようがありません。

○岩中伸司委員 そこが原因企業の責任が全くないということなんですよ。原因企業として水俣病をつくった、多くの人々を苦しめた責任、これが伝わってこないんですよ。

○後藤会長 ちょっとこれ以上御説明する能力がございませんので、まあ伝わってこないということで……。

○岩中伸司委員 そうしたら、裁判で判決が出るとか、そういうことでの解決しかもう求めていかないということですか、会社は。

○後藤会長 そういうことは申し上げておりません。

○氷室雄一郎委員 会長のコメントと申しますか、19日の記者会見のコメントの内容、それ以上の御発言等はあっていないように思いますけれども、私は、19日以来、患者団体、また被害者の声、またうちの委員長の声、抗議の声、さまざまな反応と申しますか、激しい抗議の声なんかが上がっておりますけれども、会長といたしまして、公の場でこういうさまざまな今沸き上がっている御批判の声に対しまして、偽らざる会長の思いと申しますか、その辺はどうなのかということをお聞きしたいと思っておりますし、またもう一点は、やはり今回のコメントというのは、企業側の理論に立った思いが全面に出ておりまして、なかなか患者に向けた声が伝わってこないという、ここに大きな不満の声が渦巻いている

わけでございますので、細かい具体的な点は記者会見等でやりとりが行われておりますので、大まかな、これまでの御批判なり患者団体の声に対します会長の偽らざる思いと申しますか、心情の部分をお聞かせ願えればと思っております。

○後藤会長 冒頭申し上げましたように、水俣病を惹起したということについてはまことに申しわけなく思っておりますし、特に重篤な患者さんの前に出れば申し上げる言葉も出ないぐらいでございます。そういった気持ちは十分持っておりますし、それから、そういう態度で今までも対処してまいりました。今後も対処いたしていく所存でございます。

こうしてほしいというのにしないということで、おしかりをこうむっておるわけですが、その点に関しては申しわけないと申し上げるより言葉がございません。

○西岡勝成委員長 よございますか。

○氷室雄一郎委員 結構です。

○大西一史委員 いろいろとお話を聞かせていただいておりますが、先ほど96年の政治決着のお話の中で、同じ失敗というようなことを今回もまた繰り返すわけにはいかないというお話でありましたが、ということは、当時の自社さ、村山政権下での解決というのは、これは失敗だったというふうに認識しておられるのでしょうか。

○後藤会長 まあ、必ずしもということですが、そうではないということです。

今となって、あれで解決は——まあ全面解決をすると、それと引きかえならばということで応じたことは事実でございます。そういう観点からすれば、失敗と言わざるを得ないかな。特に、株主とか、従業員とか、金融機

関とか、そういった立場から見れば、同じことをまたやって、同じことになるに決まっているじゃないかというときには、やっぱり失敗という言葉が使われるのはいたし方ないと思います。

ただし、こうなって——必ずしもそう思ってやったわけではございませんが、こうなってみますと、95年、96年にあれだけのことをやったということについては、やはりやっておいて——あれがあるから今日手前どもの思ったことを聞いていただけるという意味ではよかったのではないかと。

だから、いろんな面がございまして全部失敗だったとは思いませんけれども、ただ、我が社を取り巻くステークホルダーズという、まあ利害関係者、そういった人の立場から見れば、1回ならまだしも、今度またということになれば、そこに失敗という表現は出てござるを得ないということではなかろうかと思っております。

○大西一史委員 実は、私は、95年、96年のこの政治決着のときに、園田博之の秘書をしておりまして、後藤会長のお顔も何度もお見受けしましたし、関係者が本当に苦勞して積み上げてやったということも私はよく知った上で、今、実はお聞きをしたわけでございます。その後、私は県会議員になりまして、これまで水俣病問題に対していろいろと、チッソ県債の問題も含めてこの場で議論をしてきたんですけれども、大変今のお話を聞いていますと、ちょっと失敗という言葉がやっぱり非常に、そういう認識が多少でもあるのであれば残念だなと。

そういうふうにとらえないで、もっと前向きに、あそこで一段落の、一つの区切りがついて、そしてまた次に向かって、まだ救済漏れの方がいらっしゃるということで、先ほど少しそういう認識を示されたわけでありまして、やはりもう少し真摯な態度で、私は

今こういう説明に来られた場においても、お話をしていただきたかったなというのが、私の委員としての正直偽らざる感想でございます。

特に、チッソの企業体質についてどうなのかなというふうにやっぱり思わざるを得ないような、何か今までのお話を聞いていまして、それからいろいろと記者会見のやりとりであるとか聞いておるところでも、非常にちょっと残念な態度としか思われないうようなところがございます。

特に、先ほど後世の社員には何の責任もないというふうにおっしゃいましたけれども、やはりチッソに働く人たちは、一生この水俣病というものを背負って、私はその解決をしながら、そしてまたそういうことを二度と起こさない企業であるという誓いのもとに頑張っていたと、そして患者も救い、やっていただくというような前向きな姿勢を持っていただきたいというふうに思っておるんですけども、御社の企業の会社案内であるとか、それから会社のホームページであるとかを見ても、水俣病についての話は一言も出てこない。こういうところにも私はチッソ株式会社という会社のそういう、何とかな、企業としての反省の態度といたしますか、そういう原因企業としての謙虚さというか、そういうところが私はないような感じがいたします。

そういう意味では、あらゆる努力をしてきて、しかし問題が起こったからすべて言われたとおりにしろと、そりゃ言われたとおりにしろじゃなくて、そこは交渉事だからいろいろあるかというふうに思いますが、ただ具体的にどうすればいいかわからないというんじゃないで、具体的にどうにかしなければならぬというようなお気持ちを持っていただきたいというふうに私は思っておりますが、そういう企業体質も含めて、今どういうふうにお感じになっているのか、非常に雑駁な質

問ではありますけれども、お答えをいただけませんかでしょうか。

○西岡勝成委員長　どなたからお答えいただけますか。

○後藤会長　きょう申し上げたことは、これまでこういうことをやってきたということでもあります。ただ、これからのことは、先ほど申し上げたような理由で申し上げることはできませんが、根底においては、やはり何とかしたいという気持ちは十分持っております。

ただ、このPT案で、まあこれに乗れということについては終始……まあ、きょう申し上げたようなお答えをしてきたということでございます。

○大西一史委員　それと、先ほどからお話が出ていますけれども、これも株主初め従業員であるとか金融機関、ほかの理解が得られないということではありますが、じゃあどういう株主の方が今のこの状況について何かコメントされたのでしょうか。それとも、理解を示さないというような反応がもう既に御社にあるのかどうか、その状況を聞かせていただきたいと思っております。

○後藤会長　これは一々申し上げることはできませんが、1つだけ申し上げられるのは、株主総会の席上で、もうああいう同じことはしないだろうなど。ということは、極めて——まあ96年、あれで終わったなら非常によかったと、しかし、このようになったんだから、また同じことはしないだろうなどという株主の意見は出ております。

○大西一史委員　株主の方は、それはそういう意見を言われるのかもしれませんが、会社として、都合がいいときはそれは株主のせいにしてということのようなふうに関

こえてしまいかねないなというふうに私は思っています。

だから、やっぱり当事者として、本当に責任を持ってこれから、逆に言えば、まだ完全に拒否という言葉は使っていないが受け入れられないというようなお話でありましたから、今後、与党PTのいろいろな検討の中で話が出てきた際には、できる限り前向きに出て、それこそ株主の方にも、もうそれは失敗ではないんだと、今後未来が開けていくんだと、患者補償についても皆さんに納得いただけるんだというような認識を持っていただけるような、そういった態度を示していただきたいということをお願いしておきます。

以上です。

○前川収副委員長 会長、御説明をいただきましたけれども、基本的に私の認識から言わせていただきますと、78年、昭和53年、御自身のこの資料にも書いておられるとおり、普通なら倒産するという状況に会社が至ったこと、それはもうお認めになっていただいているとおりであります。あのときに、患者補償を完遂、責任を完遂していくために政府支援をお願いしたということでもありますね。ここに書いてあるとおりであります。そのことによって県債発行と、まあ緊急避難的措置と言われて県債発行が始まってきたわけでありまして、我々は、少なくとも私は、チッソという会社は本来あのときにつぶれていっても仕方なかった会社だというふうに率直に思っております。しかし、患者補償をしていかなければならない汚染者負担の原則、PPPの原則によって公的支援が入っていき、現在がありと。もちろん、従業員の皆さん方の努力や株主の皆さん方の御理解であったり、金融機関の御支援、それはそれぞれあったと思います。しかし、歴史的に見て、あのときの救済策がなければ、チッソ支援がなければ、県債支援がなければ、あのときやっぱり会社とし

て社会的にはもうなくなっていたんだということから考えれば、会長みずからチッソという会社の使命の一番最初に来るべきは、今、大西先生もおっしゃったとおり、やっぱり水俣病の補償問題に対して完全なる責任をもって会社が存在していくんだということにあるのだというふうに思っています。

ただ、会長の説明をずっと聞いていると、結局、株主やそれから従業員、それから金融機関の理解が得られないというふうにおっしゃいますけれども、当時県債を発行していった、会社に対して、ぜひ責任を遂行していただきたいという思いの中で県債を発行してきた熊本県や県議会、それは背景には県民の思いがあったわけでありますから、その部分の理解を得ようという努力を会社としてなさるつもりはないんですか。

○後藤会長 具体的にはどういうことをおっしゃっているのかちょっと……。

要するに、私今いろいろ御説明したように、みんなで一生懸命仕事をして、それは2000年当時は利益などというものは20億円ぐらいのものでしたが、今はチッソ単体でも100億円をオーバーする、さらにこれを伸長させるような収益の土台をつくって、そういうことで責任が果たせるような方向へもってきているわけですが、結局そういうことを通じてしか株式会社というのは責任が果たせないということでございますから、何も会社、企業の立場とか、そういうことではなくて、そういった責任を果たすためには、そういった人々の理解を得、一致結束してそういった収益基盤をつくり、利益を上げていかないことには責任が果たせないということでもありますし、それが一番責任を果たすのに近道なことでありますから、まあそういうふうに考えております。

○前川収副委員長 私が言いたいのは、今、

会長のお話を聞くと、もう要はこれまでの借財をずっと返していくことが責任を果たすことだとおっしゃっているような感じにしか受け取れません。現に今でも95年の解決のときに漏れた人がいるという認識に立てば、その皆さん方もやっぱり救済すべきだと。まあ、方法論は幾つかあるんでしょう。今あるのはそのPTの論であり、それ以外にやっぱり我々も考えていかなきゃならない部分もあるんだと思います。これだけしかないということではないのかもしれませんが、しかし、それがあるという前提からいけば、会社としてはやっぱり何らかの責任を果たそうという意思表示をしていただきたいということですよ。

○西岡勝成委員長 どうですか。

○後藤会長 繰り返しになりますけれども、そういう意味は十分持っております。

○前川収副委員長 わかりました。

○後藤会長 ただし、95年、96年と同じ手法では難しいと言わざるを得ないです。

○倉重剛委員 今般のこの大きな、何といいますか、騒ぎですね、私はその一番の大きな原因は、後藤会長の発言のとりよう、聞きよう、そこら辺の誤解がかなり生じたんじゃないかなということに非常に懸念いたします。というのは、非常に日本語としてわかりにくいんですけども、拒否はしないけれども受け入れがたいという、そこら辺が非常に強調されていまして、非常にそこら辺の、何というか、ニュアンスが、どちらかという、じゃあ一体チッソは何を考えているのかというあいまいな答えにしか聞こえなかったというのが私の最初のインスピレーションです。

そういう中で、与党PTが解決案を示しました。ある程度方向を示しました。それは今

のところまだ会社に対する正式じゃないかもわからないけれども、それは報道等を通じて十分御承知のはずですね、正直言って。だから、ずっと今話を聞いておりますけれども、これに対して拒否はしない、しかし受け入れがたいという言葉が非常に混乱になっているわけですけれども、そこでお伺いしたいんですけれども、きょう一連のいろんな御説明を聞いた中で、強く私が印象を持ったのは一体何かといいますと、こういうふうに解釈していいですか。チッソの能力においては、すべて今後とも患者救済に全力を尽くすんだというふうに理解をしていいかどうか、まずそれをお聞きしたいと思います。いかがですか。質問がわかりませんか。

○後藤会長 能力のないことはできませんので、そういう——理屈みたいな話で申しわけないんですけれども、そういう意味ではおっしゃるとおりかもしれませんが、逆に、力のある限りやっつてのけるというつもりでおります。

○倉重剛委員 ということは、チッソができる範囲では一生懸命やっつていきますと、一生懸命努力いたしますという、そういうふうな受け取っていいかということは再度確認したい。

○後藤会長 はい。

○倉重剛委員 だとするならば、それはまさに現実的な話であって、しかし、社会というのはそういう甘いものじゃなくて、チッソの原因企業としての責任はやっぱり問われていくだろうと思うんです。したがって、そういうような面での対応というものをやっぱりどこかの時点ではもっと明らかにされる、その必要があるのではないかとということを強く思います。そういうことで、今後そういう努力

をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○後藤会長 承知いたしました。

○藤川隆夫委員 ずっと後藤会長の話を聞かせていただきましたけれども、その中で、この解決に向けて何とかしたいという気持ちはあるという話を聞きました。しかし、現状の与党PTの案は受け入れがたいというような話が何度も出てきておりますけれども、そうであれば、チッソとして腹案みたいなのをどこかに持っていらっしゃるのか、もし持っていらっしゃるのであれば言えるのか、言えないのであれば与党PTの中で再度詰めていただくというようなことも考えていってもらえればというふうなことで、ちょっとお聞きしたいのですが。

○後藤会長 今、先生がおっしゃられたような中にございます。そういうことは今後恐らく与党PTとの話の中にも出てくるのではないかとというぐあいに思っております。

○西岡勝成委員長 以上、時間もそろそろ参りましたけれども、貴重な御意見を賜りました。委員会として、また委員長として私から最後に、終了いたしましてまとめのお願いなりを申し上げたいと思います。

私も実際に地元を回りましたが、平成7年に救済されなかった方々はまだ相当おられることも事実でございまして、そして、そのような方々を何としても早期に救済をしていかなければならないということ強く感じております。

与党PTは、公的検診で四肢末梢優位の感覚障害が認められた方々を救済する方針を示されておられますが、これは実態調査の結果や今までの歴史を踏まえて検討されたものであります。

また、今まで県は、先ほどからお話がありますように、県債を発行するという形で約1,500億円にも及ぶ多大なチッソ支援を行ってきております。これは、原因企業として、チッソ株式会社がPPPの原則のもとで被害者の補償を完遂していただくために、苦渋の選択で特例的に県債を発行し、支援をした結果であります。

また、水俣地域の地域振興策についてももろもろの努力をしております。現在、国、県は、それぞれが抱える問題を乗り越えながら解決に向けて精いっぱい努力をしているところでございます。この点はチッソ株式会社も十分御理解をいただいて、原因企業としてあるべき真摯な対応をしていただくことを県議会としてこの場で強く申し入れさせていただきたいと思います。

以上で本委員会を終了させていただきます。御苦労さまでございました。

午後2時25分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

水俣病対策特別委員会委員長